

要望事項に対する措置状況（兵庫県町村会）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>1 町行財政基盤の拡充強化</b>            少子高齢化に伴い社会保障関係費等の増加が見込まれる一方で、デジタル化の推進や公共施設の老朽化対策、防災・減災対策など、取り組むべき課題が山積している。このような中、行政サービスを安定的に提供しつつ、町が自主的な施策による町づくりに取り組むためには町行財政基盤の確立は不可欠である。            よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地方一般財源である地方交付税の所要総額を確保し、財源保障・財源調整機能が維持されるよう国へ働きかけられたい。</p>	<p>喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう必要な地方財政規模、地方一般財源総額を確保するとともに、財源調整機能と財源保障機能を十分に発揮できるよう、地方交付税の総額を確保することについて、国の予算編成等に対する提案等を通じて、国に働きかけている。            今後も、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。</p>	<p>総務部            (市町振興課・財政)</p>
<p>(2) 地方税財源の確保のため、償却資産に関する固定資産税及びゴルフ場利用税を堅持するよう国へ働きかけられたい。</p>	<p>償却資産に関する固定資産税は、企業活動が土地と建物、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であること、また、ゴルフ場利用税は都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持するよう令和8年度国の予算編成等に対する提案を行ったところであり、令和8年度税制改正では、いずれも堅持された。今後も制度の堅持について、国に対する働きかけを行っていく。</p>	<p>総務部            (市町振興課・税政)            財務部            (税務課)</p>
<p>(3) 地方版総合戦略の事業推進に欠かすことのできない「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」について、申請に係る取りまとめ期間が短いことや、内容の変更に対する許容度が低いことから、更なる取扱いの弾力化を国へ働きかけられたい。</p>	<p>本県では、これまで新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）について、①事業要件の緩和、②予算額の確保を国に要望している。今回、当該交付金に変わり地域未来交付金（地域未来推進型）として創設されることとなっているが、引き続き、地方にとって使い勝手のよいものとなるよう、総額の確保とともに要望していく。</p>	<p>企画部            (計画課)</p>
<p>(4) ふるさと納税ワンストップ特例制度適用者の所得税控除分相当額を、個人住民税で控除することによって生じる地方税減収額について、全額国費で補てんするよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>県では、令和8年度国の予算編成等に対する提案（令和7年8月、11月）において、本来地方の財源となるべき税収が損なわれるワンストップ特例制度の是正を提案しており、今後も国に対する働きかけを行っていく。</p>	<p>総務部            (市町振興課・税政)            財務部            (税務課)</p>
<p>(5) 公共施設の老朽化対策を着実に推進するため、「公共施設等適正管理推進事業債」について、対象事業を拡充するとともに、集約化・複合化等を伴わない除却事業に対する財政措置を充実強化するよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>社会資本の老朽化対策を着実に推進するため、県では、国の予算編成等に対する提案において、①個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を対象とすること、②公共施設の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など地方財政措置を講じることについて提案を行っている。            令和8年度地方財政対策においては、本県が要望する新たな地方財政措置は予定されていないが、必要な措置については引き続き国に提言していく。</p>	<p>総務部            (市町振興課・財政)</p>
<p>(6) 公立文化施設等が地域の元気を創造する拠点として機能を発揮し、心豊かな生活や活力ある地域社会を実現するため、老朽化が進む公立文化施設等の長寿命化や安全確保に資する施設改修に加え、施設の機能向上に向けた整備をトータルで進めるための財政措置を創設するよう国へ働きかけるとともに、県においても財政支援を図られたい。</p>	<p>文化の振興を支援するため、公立文化施設の機能向上等を図るための交付税措置のある地方債を創設するよう、国の予算編成等に対する提案等を通じて、国に働きかけており、今後も、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。            なお、バリアフリー化に関しては、要件を満たせば、公共施設等適正管理事業債や緊急防災・減災事業債が活用可能なことから、積極的に検討されたい。</p>	<p>総務部            (市町振興課・財政)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>(7) 令和7年度までの時限措置とされている「脱炭素化推進事業債」を令和8年度以降も引き続き継続するとともに、対象事業の更なる拡充など確実な財源措置を行うよう、国へ働きかけられたい。</p>	<p>「脱炭素化推進事業債」については、令和8年度地方財政対策で示されたとおり、一部対象事業を拡充のうえ5年間（令和12年度まで）延長された。 今後も、地域脱炭素を加速化するための対象事業の更なる拡充など、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。</p>	<p>総務部 （市町振興課・財政）</p>
<p>(8) 「兵庫県における市町連携のあり方に関する報告書」によって提示された、多くの市町が参画する全県的な枠組みによる市町連携組織の実現に向けて、引き続き県の積極的な連絡調整機能を発揮されたい。</p>	<p>報告書にて提言があった全県的な新たな枠組について、市町と認識を共有するため、令和4年度に県内各地域ごとに意見交換会を開催した。 そこでの各市町の意見を踏まえ、まずは共同処理することが望ましい事務等について、令和5年度に設置した「市町連携の推進に係る検討会議」において、実施に向けた検討や調整を市町とともに進めており、来年度も引き続き検討を進めていく。</p>	<p>総務部 （市町振興課・企画）</p>
<p>(9) 「躍動する兵庫応援事業（県・市町連携枠）」について、令和8年度以降も継続するとともに、予算枠の拡充を図られたい。</p>	<p>「躍動する兵庫応援事業」については、前身の「ひょうご地域創生交付金」を、行財政運営方針の見直しの中で廃止の方針であったところ、財政力の弱い町などから継続要望があり、令和5年度から令和7年度までの3年間、政令市・中核市・交付税不交付団体を除く各市町に対し、毎年3億円（1団体当たりの申請上限額は200万円）の期間限定の制度として組み立て直した経緯がある。 本年度、事業のあり方を検討した結果、国の新地方創生交付金の採択状況等を鑑み、令和8年度は事業を継続し、改めて今後の事業のあり方を検討することとしている。</p>	<p>総務部 （市町振興課・財政）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>2 デジタル化施策の推進</b> 一人ひとりのニーズに合った行政サービスを提供し、誰一人取り残さない社会の実現に向け、住民の利便性向上や自治体の業務効率化などを目的とした、自治体DXを更に進めていく必要がある。 よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 法定受託事務であるマイナンバーカード交付事業について、地方負担が発生することのないよう財政支援の拡充を引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>マイナンバーカード交付事務に要する経費については、国が実施する「マイナンバーカード交付事務費補助金」（補助率：原則10/10）を県内全市町にご活用いただいている。 そのほか、毎年、県から国に対し、デジタル化の本格的な推進に向けて、マイナンバーの円滑な制度運用に向けた一層の周知や安全性と利便性の向上、安定的なシステム稼働を働きかけている。</p>	<p>総務部 (市町振興課・行政)</p>
<p>(2) 地方公共団体情報システムの標準化に係る移行後の運用費用（ランニングコスト）が現行システムに比べ増加することが危惧されることから、移行後のシステム運用費用（運用保守、クラウド利用料、専用回線等）に対する財政措置を国へ働きかけられたい。</p>	<p>標準化移行後の運用費用の最適化については、県としても国へ必要な支援を要望しており、その結果、令和7年度国補正予算で「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」が新設され、最適化計画の策定等を前提に令和8年度から、運用費用の一部（増加分）に対して補助金が交付されることとなっている。県としても、国と連携しながら、引き続き、運用経費最適化に向けた取組を支援していく。</p>	<p>企画部 (デジタル改革課)</p>
<p>(3) 供用開始以降、県内行政機関等が利用する広域ネットワークとして無償で提供されてきた「兵庫情報ハイウェイ」について、令和8年度から市町に費用負担を求める方針が示されているが、市町の負担が過大にならないよう、運用経費の削減に努めるとともに、自治体DXにおける情報通信基盤として安定的な稼働を確保されたい。</p>	<p>兵庫情報ハイウェイは、県域の情報通信基盤として、県及び市町の行政分野において活用するほか、回線の一部を地域の情報通信格差是正や企業誘致等に有効活用している。一方で、近年の費用高騰の影響も受け、県が単独で兵庫情報ハイウェイを維持管理していくことは、大きな負担となっている。また、民間の情報通信サービスの普及に伴い、兵庫情報ハイウェイの整備当初の課題であった地域の情報通信格差の是正には一定の進展が見られる中で、県内自治体の通信回線の共同利用としての役割が大きくなっている。 以上のような背景から、当初の案では、兵庫情報ハイウェイを利用されている市町・一部事務組合（以下「利用市町等」という。）に対し、令和8年度から一定の費用負担をお願いする方針としていた。この方針に対しては、利用市町等から様々な意見をいただいたが、特に、情報セキュリティクラウド（県と全市町によるインターネット接続口集約の仕組み）において、現在の接続構成上、兵庫情報ハイウェイ以外の選択肢がない状況では、費用負担について内外への説明が困難であるとの意見があった。 こうした意見も踏まえ、改めて検討した結果、令和9年度に更新を予定している次期情報セキュリティクラウドにおいて、利用市町等が民間サービスも含めた選択肢を比較検討できる仕組みを設けた上で、費用負担の開始時期を令和10年度に見直す方針とし、令和7年9月に利用市町等に説明を行ったところである。 令和10年度以降の費用負担をお願いするに当たっては、民間サービスも含めた比較検討に必要な情報の提供をはじめ、利用市町等との協議を丁寧に進めていく。また、引き続き運用経費の削減に努めるとともに、自治体DXにおける情報通信基盤として安定的な稼働を確保していきたいと考えており、ご理解を賜りたい。</p>	<p>企画部 (デジタル改革課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>3 地域防犯対策事業の拡充強化</b>  地域の防犯力を高め、安全安心な地域社会を構築するためには、犯罪予防を目的とした事業に対する財政的支援は不可欠である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地域防犯まちづくり活動における防犯設備の充実のため、県の「防犯カメラ設置補助事業」を継続するとともに、本制度に基づく設置済み防犯カメラ（アナログ型）の更新補助など事業の拡充を図られたい。</p>	<p>防犯カメラ設置補助事業は、平成22年から開始し、設置台数は令和6年度末までの累計で、県の設置補助約5,500件、市町の独自補助約2,700件、市町の直接設置約8,600件を合わせた約16,800件となっている。防犯カメラについては、犯罪の抑止や早期解決に対する有効性が広く普及していることから、現在でも新規設置のニーズが認められる。令和7年度においては、当初予算1,000万円（250箇所相当）に加えて、9月補正予算でさらに1,000万円（250箇所相当）を措置し、防犯カメラ設置ニーズの高まりも踏まえた地域による防犯カメラの集中整備を支援しているところ。カメラの更新については、人通りの変化など地域の状況や住民の意見を踏まえて、設置箇所の変更や、更新の必要性の検討も含めて、各市町や地域団体自らの判断で行うことにより、地域の防犯力向上に繋がるものと考えている。</p>	<p>県民生活部  （特殊詐欺等対策課）</p>
<p>(2) ICTを活用した安全安心なまちづくりの推進と、地域の子どもの通学時の安全確保や高齢者の見守りなどを行うため、県の支援事業として、町が単独で広域的に行う見守りカメラ（ネットワーク型）の設置、維持管理及び更新に対する補助制度を創設されたい。</p>	<p>県では平成22年度から防犯カメラの有効性を普及させるため、自治会等の地域団体が設置する費用に対して補助を実施してきた。このような中、各市町においても、独自に駅前・通学路など犯罪の発生しやすい場所への防犯カメラの設置やICTを活用した防犯カメラの設置が進んでいると認識している。  県としても防犯上必要な場所に計画的に防犯カメラの設置が進むよう県警との連携を強化するとともに、設置の進んでいない市町の課題を把握するなど、どのような支援ができるのか検討していく。</p>	<p>県民生活部  （特殊詐欺等対策課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>4 人権擁護対策の充実強化</b></p> <p>社会的身分や門地等による不当な差別や人権侵害は今なお存在しており、人権尊重の意識が十分に定着しているとは言い難い状況である。</p> <p>また、交流サイト（SNS）等のプラットフォームサービスの普及に伴い、インターネット上で気軽に自由なコミュニケーションを行うことができるようになった一方で、誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的言動、真偽不明な情報の拡散などが深刻な社会問題となっている。よって、県におかれては、インターネット上の人権侵害に対し、プロバイダ及びプラットフォーム事業者等への削除要請、人権侵害の防止及び被害救済に係る法的措置をはじめ実効性のある対策を講じるよう、引き続き国へ働きかけるとともに、県においても対策を講じられたい。</p>	<p>人権擁護対策の充実強化については、国（法務省）に対し、人権救済制度の創設をはじめとする人権擁護のための早急な法整備やインターネットによる人権侵害防止に向けた対策の強化等を毎年継続して提案している。</p> <p>また、令和元年には、被差別部落の所在地等を記した「部落地名総鑑 復刻版」がインターネット上に流布している事案について、国（法務省）に対し、プロバイダへの削除要請等所要の対応及び法的措置を含めた抜本的対策の実施を要請した。</p> <p>なお、県においては、平成30年度からインターネット・モニタリング事業を実施し、差別的な書き込み等の抑止を図るとともに、悪質な事案については、表現の自由を十分配慮しながら、プロバイダ事業者や法務省（神戸地方法務局）に対し削除依頼を行なっている。</p> <p>さらに、令和4年度から兵庫県弁護士会と連携し、インターネット上の誹謗中傷等の被害者のための専門相談窓口を（公財）兵庫県人権啓発協会に開設したほか、令和5年度からは、悪質な書き込みの削除に向けた法的手続き等を支援する弁護士を中心としたサポートチームを設置し、対策の強化を図っている。</p> <p>今後も、インターネット上の人権侵害を防止するため、新たに制定した条例も踏まえ、広く県民に向けた意識啓発と、被害者支援の取組などにより施策を進めていく。</p>	<p>県民生活部 （総務課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>5 消費者行政の推進に係る財政支援の充実強化</b></p> <p>消費者トラブル等が多発する中、安全安心なまちづくりを進めるためには、どこに住んでいても住民が質の高い消費生活相談や救済を受けられる体制の整備が不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては、消費生活相談体制の充実や消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育を推進するため、「地方消費者行政強化交付金」に係る要件の緩和及び財政支援の拡充を引き続き国へ働きかけられたい。</p> <p>また、令和9年度までの活用期限となっている「地方消費者行政推進事業」について、活用期限の延長及び十分な所要額の確保を国へ働きかけられたい。</p>	<p>消費生活相談体制の充実や消費者教育の推進など、地方消費者行政の充実強化を目的とする地方消費者行政推進事業（定額）は、対象となる事業が平成29年度までに開始されたものに限られ、さらに、事業ごとに活用期間の終期が決められ、平成30年度の交付額は前年度の約6割に減額された。今後、順次活用期限が到来することから、相談体制や高齢者の見守り等の取組が弱体化することが懸念される。</p> <p>また、平成30年度より新設された地方消費者行政強化事業については、使途が限定されるうえ、多くの事業メニューは補助率1/2（自主財源比率が基準を満たしていない場合は1/3）となっている。</p> <p>本県では、国の目標である「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を整備する」には、国が地方消費者行政に必要な財源を恒久的に確保し、長期的な支援の方向を示す必要があると考え、令和7年度「地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保」について、国への提案・要望を行った。</p> <p>今後も引き続き、地方消費者行政を安定的に推進するため、他の自治体とも協働で、国に要望していく。</p> <p>&lt;本県からの国への提案・要望&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県：国の予算編成等に対する提案（R7年8月・11月）</li> </ul> <p>なお、地方消費者行政推進事業については、実質的な後継枠組として「相談機能維持・未然防止強化型」が新設されているところであり、活用期限は令和11年度までとされ、補助率は定額方式であることが示されている。（R8年2月消費者庁公表）</p>	<p>県民生活部 （県民躍動課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>6 防災・減災対策の充実強化</b> 住民の安全・安心を確保し、生命及び財産を守るため、地震・津波・豪雨等大規模災害に対応した防災・減災対策の充実強化を図ることが不可欠である。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図りたい。</p>		
<p>(1) 地震・津波・豪雨等大規模災害に対し、国の防災関係機関や市町との連携を深め、広域的な協力体制を整備されたい。</p>	<p>県では、災害等の緊急事態の発生に備え、県災害対策センターにおいて、宿日直などの24時間監視・即応体制を運用するとともに、平時から市町や国の防災機関等との災害時の情報連絡体制を確立している。 大規模災害時に災害対応の知識や経験を持つ県・市町職員等を派遣し、被災市町の応急対策を支援する「ひょうご災害緊急支援隊」や、県及び市町で締結した「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」などを活用し、災害発生時に県内の被災市町等への支援体制も備えている。 さらに、県と市町の連携を深めるため、県・市町防災力強化連携チームを市町へ派遣し、各市町の自己点検結果を踏まえた意見交換や、先進的な事例の紹介等を行い、県全体の防災力の充実強化を図っている。 また、兵庫県が広域防災局を担当する関西広域連合では、大規模広域災害発生時に的確かつ機動的に対応するため、「関西防災・減災プラン」、「関西広域応援・受援実施要綱」及び災害対応別マニュアルの策定等を行っており、救援物資、応援要員、広域避難などの応援・受援により、関西が一体となって災害対応にあたる。平常時には、広域連合が実施する関西広域応援訓練、関係機関・団体等との連携推進など、防災・減災事業に取り組み、関西全体としての災害対応能力の向上を図る。</p>	<p>危機管理部 (防災支援課) (災害対策課)</p>
<p>(2) 自主防災組織の活性化や、減少が続く消防団員の確保、防災士・防災ボランティアの育成と活動環境の整備に係る更なる支援を図られたい。</p>	<p>【危機管理部】 自主防災組織の支援については、市町と連携しながら、県として、ひょうご安全の日推進事業等により、自主防災組織の活性化を図る。また、地域防災の担い手として活動する人材を育成することを目的に、自主防災組織のリーダー等を対象に、「防災士」の受験資格が付与される「ひょうご防災リーダー講座（基礎コース）」を、また、地域における防災人材の裾野を広げるためのワークショップ運営等、アウトプットスキルを習得できるよう基礎コース修了者を対象とした「ひょうご防災リーダー講座（ステップアップコース）」を、いずれも県立広域防災センターで引き続き実施する。これに加え、自主防災組織の訓練指導等を行うための防災資機材の無償貸付を引き続き実施するほか、防災リーダーの活動を推進するため防災リーダー活動推進大会を開催する。 消防団員の確保については、(公財)兵庫県消防協会と連携し、団員の確保に資する事業支援、団員の表彰や教育訓練を実施するほか、女性をはじめとした消防団員の加入促進活動や訓練・研修への補助等により、消防団の充実強化に取り組む。また、女性消防団員等が中心となり実施する女性消防団員加入促進に係る体制・施設整備等先進的な取組に要する経費に対し支援する。 あわせて、令和8年度からは実際の学生消防団員へ取材を行い入団促進動画を作成するとともに、大学・専門学校等事務局と連携した入団説明会を実施することで、消防団活動に親和性のある看護系や地域活動に興味を持つ学生等に対する働きかけを強化し、学生消防団員の加入促進に取り組む。</p> <p>【県民生活部】 ひょうごボランティアプラザでは、「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、支援関係機関による平時からの連携や災害時に迅速かつ効果的な支援体制を築けるよう相互ネットワークの強化に努めている。また、「ひょうご災害ボランティア活動サポート事業」を実施し、市町社会福祉協議会における災害への備えを強化する活動も支援している。 「ひょうご若者被災地応援プロジェクト」を通して被災地支援を担う若者の人材育成を図るとともに、大規模災害時に被災地でボランティア活動を行うための交通費等を助成する「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト」等により、災害ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進していく。</p>	<p>県民生活部 (県民躍動課) 危機管理部 (消防保安課)</p>
<p>(3) 避難所における環境整備の重要性がこれまで以上に高まり、スフィア基準に沿った避難所の設置が求められる中、必要となる膨大な資機材を収納するには広大な倉庫が必要である。 また、ノウハウの乏しい町職員が倉庫及び資機材等の管理や運用を実施することは人的にも極めて困難であることから、民間事業者に委託することが住民の安心・安全な暮らしを守ることに繋がる。 このため、倉庫の確保や利用及び資機材の管理・運用等に係る民間事業者への委託料に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。</p>	<p>避難所環境の整備やスフィア基準に沿った対応を進めるうえで、資機材の備蓄や倉庫の確保・管理が大きな課題となっていることは認識している。 こうした中、国においては、避難所環境の改善に必要な資機材及び保管場所の整備を支援する補正予算を令和6年度と7年度に編成するとともに、令和8年度は、当初予算において「防災力強化総合交付金」を創設するなど、地方公共団体の防災力強化への財政的支援を進めているところである。 防災力強化総合交付金のメニューには、都道府県及び政令市以外の市町が単独で申請できないなど、市町にとって活用しづらい部分もあることから、交付金の柔軟な制度運用や適切な補正予算の編成など、県及び市町への財政的支援について、引き続き国に要望していく。</p>	<p>危機管理部 (災害対策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
(4) 老朽化する地域の集会所が災害時に住民の避難所として十分に機能するよう、施設整備に係る補助制度の創設を国へ働きかけられたい。	本県では、避難所管理運営指針により、地域の集会所などを避難所として活用する場合には、耐震、耐火構造を有することや情報通信機器等の通信手段を確保することなど、避難所に必要となる機能を満たすよう市町に働きかけている。今後も市町に対し、一定の要件はあるものの緊急防災・減災事業債を活用した耐震改修など、避難所の施設整備促進を働きかける。国による補助制度の創設については、国への働きかけを含め、今後検討していく。	危機管理部 (災害対策課)
(5) 令和7年度までの時限措置とされている「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」を令和8年度以降も引き続き継続するとともに、対象事業の更なる拡充など確実な財源措置を行うよう、国へ働きかけられたい。	「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」については、令和8年度地方財政対策で示されたとおり、一部対象事業を拡充のうえ5年間（令和12年度まで）延長された。今後も、防災・減災対策の充実強化及び加速化を着実に進めるための対象事業の更なる拡充など、県内市町と緊密に連携しながら国に対して働きかけていきたい。	総務部 (市町振興課・財政)
(6) 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」における耐震改修工事費補助について、予算確保に加え、補助限度額の更なる引上げを引き続き国に働きかけられたい。	国に対して、予算確保及び補助限度額の更なる嵩上げについて、引き続き働きかけていく。	まちづくり部 (建築指導課)
(7) 市街化区域周辺における内水排除対策により、集中豪雨など異常気象による浸水被害を防ぐため、「社会資本整備総合交付金（下水道事業）」制度の更なる充実を引き続き国へ働きかけられたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年の集中豪雨等により、全国各地で大規模な内水被害が発生していることから、国においては内水氾濫対策の加速化を図るため、補助対象となる施設の追加や施設規模の緩和など内水対策に係る補助制度の拡充を行っている。</li> <li>・今後も内水排除対策を計画的に推進することができるよう、国に対し雨水管渠改築等の重点的な財政支援などを求めていく。</li> </ul>	土木部 (上下水道課)
(8) インフラの老朽化や近年多発している大規模災害などに対応するため、県内では自治体・民間を問わず土木技術者の採用の必要性が年々高まっている。このような中、県内の大学で土木工学を学ぶためには神戸大学しか選択肢がないことから、県内町での技術職（土木・建設・設備）の採用における志願者数は年々減少の傾向にある。このため、今後志願者数の増加につなげていくためにも、兵庫県立大学に土木工学専門学科を新設されたい。	兵庫県立大学では、これまで学部・大学院の再編に取り組んできているが、大学における新たな学科等の開設にあたっては、提供する教育研究内容の社会的ニーズはもちろんのこと、卒業生の就職先等の見込みなど様々な要因について慎重に検討する必要がある。社会基盤施設の適切な維持・管理・補修、自然環境の保全と回復、自然災害に強いまちづくりなど、土木技術者の果たすべき役割は大変重要であると認識している。現在、県立大学に土木工学専門学科を新設することは予定していないが、改編を予定している環境人間学部において関連科目を開講するなどにより、必要とされる土木技術人材の育成に寄与できないか検討していく。	総務部 (教育課)

要望事項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>7 医療・介護・福祉対策の拡充強化</b>  地域医療の充実には、健診による病気の早期発見に加え、安心して医療・福祉・介護サービスが受けられる体制が必要であり、医師等のマンパワー、医療保険制度の充実及び町の財政安定化に向けた支援が不可欠である。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 地域医療の維持充実を図るため、医師確保のほか、医師の地域偏在や診療科偏在の解消に努めるとともに、地域包括ケアシステムの拠点として重要な役割を担う公立病院について、財政支援の拡充を図るよう国へ働きかけられたい。  また、受診者の減少に加え、昨今の物価高騰や人件費の上昇に伴い病院の経営が急速に悪化していることから、地域医療を守るための緊急的な財政支援措置を講じるとともに、診療報酬については物価高騰や人件費の上昇を反映し適切に対応できる仕組みを導入するよう国へ働きかけられたい。</p>	<p>「兵庫県地域医療支援センター」において、修学資金を貸与して養成した県養成医師の派遣等により医師確保対策を総合的に推進しているほか、「神戸大学医学部附属地域医療活性化センター」の教育・研修機能の活用等により、地域医療に従事する医師の資質向上、地域医療の充実に向けた取組を進めている。  これらの取組のほか、「兵庫県医師確保計画」に基づき、各種の施策・取組を着実に推進することにより、医師の量的確保、地域偏在・診療科偏在の解消を図っていく。  公立病院において、医師の派遣を受けることに要する経費について、一般会計からの繰入額に対して特別交付税が措置されるとともに、他の地方公共団体等が経営する病院に対する医師の派遣に要する経費に対しても特別交付税が措置されている。  また、公立病院に対する交付税措置について、公立病院が担う小児医療、救急医療などの不採算部門等に配慮の上、措置単価の引き上げによる措置額の充実を国に要望している。その結果、令和3年度に不採算地区病院に対する特別交付税措置の基準額が30%引き上げられ、令和8年度においても継続される見込みである。  引き続き病院の経営状況を踏まえた措置を求めてまいりたい。</p>	<p>総務部  (市町振興課・理財)  保健医療部  (医務課)</p>
<p>(2) 地域の公立病院における医師の負担が大きく増える中、持続可能な医療提供体制の確保や働きがいのある医療環境を整備するためには、医師の絶対数を増やす必要があることから、県養成医師の派遣を増員されたい。</p>	<p>本県では、へき地医療拠点病院等の指定医療機関で卒後9年間勤務することを条件に修学資金を貸与して医師の養成・派遣を行っており、現在、県養成医師は166名まで増加している。  来年度の県養成医師の派遣については「兵庫県医師確保計画」に基づき、へき地の拠点病院や公立病院の意向、指導体制等も踏まえ、今後も引き続き適切に配置していく。  また、既に常勤医が不在となってしまった診療所に、県養成医師を派遣している病院からの診療応援を行っている事案もあるなど、へき地診療所の医師確保も年々厳しくなっている。そのような中、オンライン診療の一部導入等による医師負担軽減策など新たな確保への取組を共に考えていきたい。</p>	<p>保健医療部  (医務課)</p>
<p>(3) 診療医師の高齢化や後継者不足に伴い、地域の初期医療サービスを担う診療所の維持運営の厳しさが顕著になってきている。これに対して、へき地5法の適用地域は一定支援があるものの、都市近郊の地域は対象外のため、人口減による医療サービスの低下が進む中、それらの対策に係る支援は空白状態にある。これらの地域の診療所の人材確保及び体制維持のための財政支援を図られたい。</p>	<p>いわゆるへき地5法の適用を受けていない地域であっても、無医地区等の要件を満たす場合は、へき地等の支援を活用できる場合もあるため、指定についてご検討いただきたい。  また、令和8年度からは、医師不足地域における診療所の承継を支援し、医療提供体制の確保を図っていく。</p>	<p>保健医療部  (医務課)</p>
<p>(4) 福祉及び介護分野における人材育成や人材確保のための処遇改善並びに障害施設整備における予算を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>介護・障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的な賃金の引き上げが必要である。また、賃上げとともに、福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職防止・職場定着を推進することが重要である。  このため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、介護職員等の人件費及び職場環境改善等に要する経費を一時支援金（福祉・介護職員等（常勤換算）1人当たり平均60,000円相当）として支給する予定である。  他産業との給与水準の差や賃金引き上げの動きも踏まえ、引き続き、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等を含むすべての介護従事者の更なる処遇改善を図ることを国へ要望していく。  また、賃上げの支援を行うことを目的に障害福祉従事者を対象に、1人当たり平均60,000円相当を補助金として支給する予定である。  障害施設整備については、国の国土強靱化予算も積極的に活用し、基盤整備の着実な推進に向けて必要な財源の確保に努めるとともに、一般枠予算の確保についても引き続き国に要望していく。</p>	<p>福祉部  (高齢政策課)  (障害福祉課)  (ユニバーサル推進課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>(5) 医療機関における看護体制を維持安定させるため、県の「ナースセンター事業」による看護師の人材確保、育成及び離職防止のための各種支援を強力に推進するとともに、人材情報の共有や公立病院間の効率的な人材交流を図られたい。</p>	<p>ナースセンター事業による看護師の人材確保、育成及び離職防止のための各種支援として、新システム活用による看護職及び看護補助者の就業支援の実施、eナースセンター等の求人・求職マッチングサイトや離職時の届出制度の登録代行や資料の検索と、面接相談・電話相談が実施できるための専用のスペースの確保としてナースセンター支所・サテライト（計6箇所）の設置・運営を補助している。再就業支援を引き続き行い、量の確保に取り組むほか、職階や分野に応じたきめ細やかな研修への支援による質の向上にも取組み、必要とされる看護職員の確保を推進していく。</p>	<p>保健医療部 (医務課) (業務課)</p>
<p>(6) 国民健康保険制度の安定的な運営確保のため、自治体の実情に応じた財政支援を講じるとともに、公的医療保険を全ての国民に共通する制度として一本化するよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>県では、分立している各種医療保険制度について、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者として全国一本化することをこれまでから提案している。 また、国保の都道府県単位化を第一歩として、①医療保険制度の一本化に向けた道筋を明らかにすること、②国の負担を地方に転嫁することのないよう財源を確保すること、③将来にわたる医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること、④福祉医療費助成制度の実施に伴う国庫減額措置を廃止することなどを要望している。 県では、国保財政の安定化と保険料軽減のため、県単独事業である国民健康保険事業費補助金をはじめ、県繰入金や保険基盤安定負担金等とあわせて約500億円の財政支援を行っており、今後とも国民健康保険制度を担う保険者に対して、必要な支援を行っていく。 市町に対しては、これまでも県・市町からなる国民健康保険連絡協議会において、制度の安定的な運営に必要な情報提供や意見交換を行うなど、緊密に連携を図ってきた。 今後とも、必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、将来的な保険料水準の統一を目指し、全市町合意のもと策定した国保運営方針に基づき、①特定健診・特定保健指導や生活習慣病の重症化予防等の保健事業の推進、②保険料水準の統一や事務の標準化の取組、③口座振替の推進等による収納率向上対策等を進めることにより、市町間格差の是正を図りながら国保制度の持続的で安定した運営に努めていく。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(7) 少子化に歯止めをかけ、安心して子どもを産み育てられる社会の実現のため、乳幼児等・子ども医療費助成に係る財政支援の拡充を図られたい。 また、子どもの医療費に係る助成制度は、本来、全国一律の水準で実施されることが望ましいことから、全国統一的な制度の早期実現を国へ働きかけられたい。</p>	<p>本県では、大変厳しい財政状況の中、段階的に乳幼児等・子ども医療費助成事業を拡充してきたところである。その結果、助成対象は中学3年生までの入院・通院となり、助成対象年齢は、都道府県の制度としては充実した水準となっている。 県の制度は、全ての市町に共通する基盤の制度として実施しており、各市町においては、地域の実情に応じて市町の政策判断により県制度に乗せて助成を行われているものと認識している。 なお、子どもの医療費に係る助成制度は、子育てに係るセーフティネットと考えており、本来、全国一律の水準で実施されることが望ましいことから、全国知事会等あらゆる機会を捉えて、国における早期の制度化を提案している。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(8) 子ども以外を対象とした福祉医療費助成（高齢期移行者、重度障害者、母子家庭等）に係る「国民健康保険国庫補助金の減額調整措置」についても、乳幼児等・子ども医療費助成と同様に廃止されるよう国へ働きかけられたい。</p>	<p>国に対し、地方単独福祉医療費助成事業の実施に伴う国保の国庫負担減額措置の廃止について要望した結果、平成30年度から、未就学児までを対象に廃止され、令和6年度からは18歳未満の子どもについて廃止された。しかしながら、子ども以外を対象とした医療費助成に係る国庫負担については減額措置が継続していることから、引き続き、国に対し、全ての医療費助成の実施に伴う減額措置が廃止されるよう要望していく。</p>	<p>福祉部 (国保医療課)</p>
<p>(9) ボランティアとして活躍する民生委員・児童委員は、行政や社会福祉協議会、学校等と連携、協力を図りながら高齢者や障がい者、子育て世帯の訪問や見守り、住民からの相談対応など多岐にわたる活動を行っているが、活動費に対する補助が少ないのが現状である。 また、活動が多様化・複雑化する中で、なり手不足も大きな課題となっている。 あわせて、近年の物価高騰の影響も受ける中で、活動を支援する「民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助事業」に係る補助金を引き上げられたい。</p>	<p>○ 民生委員活動費用弁償費補助の補助単価については、これまで、国の交付税単価に合わせて改定を行ってきたが、現行単価（1人当たり年額60,200円）が令和元年度以降据え置かれており、近年の物価高騰等の影響が反映されていないため、引上げについて国に要望して参りたい。</p>	<p>福祉部 (地域福祉課)</p>
<p>(10) 地域における住民同士の支えあいの仕組みづくりが重要である中で、民生委員・児童委員と民生・児童協力委員との連携がより一層必要となっていることから、民生・児童協力委員活動の充実強化のため、費用弁償等の支援制度を創設されたい。</p>	<p>○ 民生・児童協力委員（以下「協力委員」）に対しては、①民生委員・児童委員（以下「民生委員」）に協力して福祉活動に携わる者の証としての「協力委員証」の交付、②活動に必要な資料等の作成・交付、③活動中の事故に備えたボランティア災害共済への加入等により支援を行っている。 ○ 民生委員の担い手不足が深刻化する中、民生委員の活動を補佐する協力委員の役割もより一層重要性を増してきていることは認識しており、協力委員に対する活動費用弁償等の財政支援の創設について国に要望する等、今後とも支援の充実に努めて参りたい。</p>	<p>福祉部 (地域福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>11) 高齢者の健康増進を目的とした「後期高齢者医療広域連合人間ドック等補助金制度」が廃止となったが、今後も引き続き受診希望が見込まれることから、広域連合に対する既存の国庫補助金を活用した補助事業（健康診査）について、国庫補助基準単価と補助率の引上げとともに、新たな補助金制度（人間ドック）の創設を国へ働きかけられたい。</p>	<p>後期高齢者医療広域連合人間ドック等補助金制度について廃止となったが、健康診査は兵庫県後期高齢者医療広域連合において、既存の国庫補助金を活用しながら実施することとしており、国の基準単価と実際の健診単価の乖離の解消、国庫補助率の引き上げ等国へ要望を行っているところである。</p> <p>○国が定める健康診査項目について  国庫補助：対象経費の3分の1（国基準額の範囲内）  広域連合補助：3分の2（予算の範囲内で保険料を財源とする）</p> <p>○上記以外の項目について  広域連合補助：対象経費の全額。ただし、交付上限額を設ける。  ※ 実施市町からの申請額の合計額が交付上限額を超過する場合は、各市町の受診者数により按分して交付</p> <p>本県としては、国の動きや市町の状況を注視しながら、広域連合と連携し、必要な助言を行っていく。</p>	<p>福祉部  (国保医療課)</p>
<p>12) ひきこもり状態にある方への支援では、信頼関係の構築や自己肯定感の回復等、長期的な関係づくりが必要であることから、より相談しやすい体制整備や安心して過ごせる場所の提供が求められる。</p> <p>このような中、小規模自治体では人の目が気になることに加え、社会資源や専門的人材が乏しいことなどから、より広域的な居場所支援を県が担うとともに、広域化により生じる移動に対する支援を図られたい。</p> <p>また、交付金等を用いて建設している高齢者施設等であっても、ひきこもり支援のための居場所や住居といった社会資源として活用できるように、国へ制限の緩和を働きかけられたい。</p> <p>あわせて、社会的つながりが乏しくなる学校卒業後の支援についても、積極的にアウトリーチを実施できる体制構築と人材紹介などを県主導により実施されたい。</p>	<p>国において、令和4年度から、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、「ひきこもり地域支援センター」の設置主体が市町村に拡充され、市町において相談窓口や居場所の充実を図り、ひきこもり状態にある方等への直接支援を実施し、これを県がバックアップする体制を構築することが目標とされている。一方で、特に郡部の小規模自治体において、人の目が気になり地元の相談窓口相談しづらいことや、社会資源や専門的人材が不足しているという声があることも認識している。</p> <p>そのため県では、主に医療・福祉面からの介入支援や市町への後方支援を一体的に行う「ひきこもり総合支援センター」や、青少年期を中心とするひきこもり当事者や家族への支援の充実を図るため相談窓口として「兵庫ひきこもり相談支援センター」を設置することに加え、支援を身近な地域で進めるため、県内5か所に「地域ランチ」を設置し、電話・来所・訪問による相談支援や、研修、情報交換を通じた市町支援などに取り組んでいる。さらに、外出が難しい方や経済的な問題から交通費の支出が難しい方に向けてオンラインでの居場所を開設している。</p> <p>また、令和6年度より、不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援へ円滑に接続するため、学校と連携しながら支援を行う青少年地域支援員を各地域ランチに配置した。</p> <p>さらに、令和7年度からは、保健師等の専門職を圏域ごとに配置（5名）し、市町に対する広域的・専門的な後方支援力を強化している。</p> <p>なお、令和8年度より、ひきこもり支援推進事業において、市区町村における広域連携加算が創設され、複数自治体による居場所設置や遠隔地の利用者への送迎に要する経費が補助対象となっているため、活用を検討されたい。</p>	<p>県民生活部  (男女青少年課)  福祉部  (障害福祉課)</p>
<p>13) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる事業であることから、今後も地域の实情に応じたサービスを展開していくためにも十分な財源確保が重要である。</p> <p>このため、現在は予算の範囲内において交付される「地域生活支援事業費等補助金」について、補助率に見合う総額を確保するよう国へ働きかけるとともに、県においても同様に確保されたい。</p>	<p>各市町が地域の实情に応じて実施する地域生活支援事業について、障害者総合支援法では、国・県はそれぞれの予算の範囲内で、市町地域生活支援事業の国1/2、県1/4以内を補助することができるとされているが、実際の国補助は、全県平均で約1/3しか措置されておらず、支給対象者の生活実態等により基準額を超える支給を行った場合等に、国庫負担の対象外となり、市町の超過負担が生じている。このため、本県としても、市町が地域の实情に応じた事業を適切に行うことができるよう、国へ確実な財源措置を講じることや国庫義務負担金化を要望していく。</p>	<p>福祉部  (障害福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>8 上下水道事業の経営維持に向けた支援の拡充強化</p> <p>上下水道施設においては、防災及び地域活性化の観点から施設環境整備の推進が不可欠であるとともに、将来の人口減少による利用料金収入の減少等に伴う経営環境の悪化や、技術者不足等課題は山積している。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 南海トラフ地震等大規模災害に備え、水道施設の耐震化を推進するための財政支援を拡充するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、水道施設整備補助金、防災・安全交付金等について、補助率の引き上げや採択基準の緩和など制度拡充を含む財政措置について、国への予算編成に対する提案をはじめ、全国衛生部長会、十五大府県環境衛生関係主管課長会議、全国課長会環境衛生部会等を通じた要望活動を行っている。</li> <li>・令和7年度補正から、水道施設リダンダンシー確保推進事業等が創設され、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等が支援されることとなった。</li> <li>・また、一部の国庫補助事業において、「料金回収率が100%以上でること」を採択要件とされているが、水道料金の減免を実施した水道事業者については、減免及びこれに要する事務コストに関する繰入額を含めた額を給水収益とみなすことが可能となった。</li> <li>・引き続き、水道事業における耐震化の状況を踏まえ、必要な措置については国に提案していく。</li> </ul>	<p>土木部 (上下水道課)</p>
<p>(2) 県民の生活基盤となる上下水道事業について、今後、人口減少が急速に進行する地域においても、公平で安定した運営が継続できるよう、財政措置の拡充と地域の実情を踏まえた財政支援制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<p>本県では、水道施設整備補助金、防災・安全交付金等については、補助率の引き上げや採択基準の緩和など制度拡充を含む財政措置について、国への予算編成に対する提案をはじめ、全国衛生部長会、十五大府県環境衛生関係主管課長会議、全国課長会環境衛生部会等を通じた要望活動を行っている。</p> <p>令和8年度から、水道施設アセットマネジメント推進事業（防災・安全交付金）、生活基盤近代化事業（水道施設整備費補助、防災・安全交付金）において、分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）補助対象に追加され、拡充措置が図られる予定である。</p> <p>これら補助金制度の活用など、経営の基盤強化に繋がるサポートを行うとともに、関係課と情報共有しながら、地域の実情を踏まえた必要な措置について、引き続き国に提案していく。</p> <p>また、人口減少が急激に進行している地域において、自らの努力だけでは経営を維持することが困難であることから、安定した上下水道事業運営を維持するため、広域化・共同化の推進に向けた制度の充実を国に引き続き提案していく。</p> <p>公営企業については、サービスの対価である料金収入によってその経費を賄う独立採算制が原則であるが、人口減少社会においては、個々の事業者の努力だけでは経営を維持することが困難となること懸念される。地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要があることから、まずは引き続き、水道事業に対する繰出基準を拡充した上で財源措置を設けることを国に求めていく。</p> <p>浄化槽整備に対しては個人設置型と市町村設置型（公共浄化槽）の2種類の国庫補助制度がある。令和7年の要綱改正により個人設置型の浄化槽の更新についても循環型社会形成推進交付金の対象となった。また、市町村設置型は更新時も補助対象となることに加え、新規設置時の補助額が個人設置型と比較して高く、住民負担も軽減できることから、市町村設置型の導入が大変有効と考えている。引き続き、浄化槽設置整備事業（個人設置型）及び公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）に係る補助制度を積極的に活用されたい。</p>	<p>総務部 (市町振興課・理財) 環境部 (環境整備課) 土木部 (上下水道課)</p>
<p>(3) 上下水道事業については、施設の老朽化や職員数の減少、人口減少による使用料収入の減少などの課題を抱える中でも事業の持続性を高めるため、県主導のもと広域化の取組を進められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化は持続可能な水供給体制を確保する為の有効な手段の一つと考えており、県主導のもと「水道広域連携ブロック会議」を開催し、ハード、ソフト対策の具体化に向け議論を進めている。新たに生まれた実現可能な広域化の取組について、「水道広域化推進プラン」に盛り込み、取組の着実な実現を促進することにより、県内水道事業の経営基盤の強化を図っていく。</li> <li>・生活排水処理事業※では将来にわたり持続可能な経営を構築するため、市町村における施設の統合や維持管理業務の共同化等の取組をとりまとめた「兵庫県生活排水広域化・共同化計画」を令和4年度に策定した。</li> <li>・また、本計画の着実な推進のため、令和5年度から『広域化・共同化フォローアップ会議』を設置し、各事業者の取組の進捗状況を確認している。</li> </ul> <p>※生活排水処理事業・・・公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、コミュニティ・プラント、合併浄化槽等の整備を行う事業</p>	<p>土木部 (上下水道課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>(4) 設置から年月が経過した合併浄化槽については、老朽化による槽の破損等により汚水等が流出し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が生じるおそれがある。このような中、個人設置型の合併浄化槽の更新については、令和元年度から国の「循環型社会形成推進交付金」の対象外とされたが、令和7年度からは長寿命化計画に基づく更新は新たに対象とされた。しかし、町にとって長寿命化計画の作成や対応は事務的にも財政的にも非常に困難であることから、計画に基づかなくても経過年数による老朽化に伴う更新は全て対象となるよう国へ働きかけるとともに、県補助制度の創設による財政支援を図られたい。</p> <p>また、共同浄化槽については、町が管理することが交付要件となっており、自治会が設置する管理組合が管理する共同浄化槽は「公共浄化槽等整備推進事業」の補助対象とはなっていない。しかしながら、維持管理費の高騰や組合員数の減少によって今後の管理が難しい状況が予想されることから、公費率の高い「公共浄化槽等整備推進事業」の交付要件の緩和を国へ働きかけるとともに、県補助制度を創設されたい。</p> <p>あわせて、市町村設置型の維持管理に係る交付率及び交付基準額の拡充を国へ働きかけられたい。</p>	<p>循環型交付金に係る浄化槽の更新事業について、国に対しては、浄化槽を改修する場合も補助対象とすることと、更新する場合の要件の緩和について、要望を行っている。</p> <p>また、人口減少社会の中、自治会による浄化槽の維持管理が困難になることが予想されているが、市町の現状と個人設置の補助を勘案しながら制度の可否については検討してまいりたい。</p>	<p>環境部 (環境整備課)</p>
<p>(5) 布設後40年以上を経過した老朽配水管の更新については、基幹管路（配水本管、導水管等）のみ「防災・安全交付金」の対象となっているが、更新時期を迎える通常の配水管の更新についても補助対象となるよう制度を拡充するほか、近隣市町と広域的に連携する場合、布設管路の口径を大きくする工事や新設管路の接続に対する補助制度の創設を国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「管路の拡充」のほか、「管路の新設も含めた管路整備」に関する補助メニューの創設について、引き続き、国への予算編成に対する提案をはじめ、全国衛生部長会、十五大道府県環境衛生関係主管課長会議、全国課長会環境衛生部会等を通じた要望活動を行っている。</li> <li>・なお、重要路線や重要施設への配水管は補助対象として認められている。</li> </ul>	<p>土木部 (上下水道課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>9 産業振興施策の拡充強化</b>  物価高騰や為替相場の変動等により地域産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域経済の活性化のためには、国・地方が一体となって取組を進めることが不可欠である。よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 若年者の県内就職・定着を促進するために実施している「兵庫型奨学金返済支援制度」については、弁護士法人や監査法人、税理士法人等が支援の対象外となっているが、これらの企業においても人材確保には苦慮している。広く県内就職等を促すためにも、支援対象企業の拡充を図られたい。</p>	<p>本制度は、中小企業の人材確保・定着及び若年者の県内就職促進を目的に、製造業や商業、観光業等を主な対象とする産業労働施策の一つとして実施するものであることから、士業法人は対象外としている。また、R6年度に対象年齢や補助期間の大幅な拡充を図ったところであるため、3年目のR8年度に効果検証を行う中で対象企業について検討を行いつつ、当面は現行制度を維持し、事業のPRなどを進めていく。</p>	<p>産業労働部 (労政福祉課)</p>
<p>(2) 人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中で、シルバー人材センターの果たす役割と地域社会からの期待はより一層増している。センターが引き続き安定的な事業運営が可能となるよう、消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後の特別な措置を講じるよう国に働きかけられたい。</p>	<p>シルバー人材センターにおける「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」による影響については、経過措置により制度実施後6年間は一定の控除を受けることができるものの、それ以降については会員がインボイス発行事業者として登録しなければシルバー人材センターは控除を受けられず、税負担や事務的負担が増大することを把握している。県では、引き続き、シルバー人材センターへの財政支援の拡充及び安定的な事業運営に向けた措置を国に要望してまいりたい。</p>	<p>産業労働部 (労政福祉課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>10 農林水産業施策の拡充強化</b>  農山漁村のおかれている環境は、担い手不足と高齢化、貿易自由による国際的な競争激化等厳しい状況にあることから、地域の実情に即した持続可能な施策を展開することが必要である。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 農林水産業の担い手の育成や確保、地域再生のための継続的な支援をより一層図られたい。</p>	<p><b>【農業】</b>  新規就農者の確保のため、就農希望者の相談窓口として、県域レベルにひょうご就農支援センター、地域レベルに地域就農支援センター（13ヶ所）を設置し、県・市町・農協、農業委員会など関係機関の緊密な連携による新規就農者の相談・支援を行っている。  また、就農前の支援として、専業農家・農業法人等を活用したインターンシップ（農業体験）や県立農業大学校、楽農生活センターにおける実践研修（1年間）を実施するとともに、農大生や農業高校生の雇用就農を増やすため、農業法人とのマッチングを進めている。  さらに、就農後の早期の経営確立を図るため、就農希望者が必要とする地域の農業とくらし両面の支援情報をまとめたアグリサポートプランの作成やSNS等を活用した情報発信を支援する地域のアグリサポート推進事業、地域の農地と担い手の将来像を描く地域計画の推進、要件を満たす者への最長3年間給付金の交付、初期投資軽減のための園芸施設の貸与支援を行う農業施設貸与事業や機械等の整備を支援する国の経営発展支援事業等により、新規就農者等の円滑な定着を図っている。  加えて、持続可能な経営体の育成を推進するため、法人化や雇用拡大、経営継承、経営の多角化・高度化に取り組む農業経営体に対し、専門家派遣と併せて、労働環境の整備、税理士や営業・販売に長けた専門人材などの確保、スマート機械等の導入を支援する。  また、地域の活性化に向けた人材の確保・育成に向け、地域と連携して農業に参画する企業への支援や、半農半X等「農」に携わる多様な人材確保の取組拡大を図っていく。  併せて、有機農業を志向する就農希望者の技術習得に対応するため、県立農業大学校に「経営として成り立つ有機農業」を体系的に学ぶコースを、令和8年4月に開講し、有機農業の担い手を育成する。  さらに、令和8年度からは、稲作の担い手確保や集落の維持を目的として、就農希望者が働きながら、親方農家のもとで稲作を実践的に学ぶ研修を実施し、規模の大小を問わず地域農業を担う人材の確保・育成を進める。</p> <p><b>【林業】</b>  林業への就業に関心のある者に対し、（公財）兵庫県営林緑化労働基金内に設置している林業労働力確保支援センターにおいて、①指導員による相談対応の実施、②林業の現状説明や就職相談を行う森林の仕事オンラインガイダンスへの出展、③林業の現場見学や基礎的な資格を取得する林業体験講習を実施している。さらに令和8年度新規で、現場見学やセミナー等による林業の魅力発信を行う。  また、林業への就業をめざす者に対し、県立森林大学校専攻科において、林業の基本的知識、技術の習得及び林業に必要な22種類の資格取得を図る教育を実施し、森林林業の即戦力となる人材の育成を図っている。  さらに、就業後の支援として、「緑の雇用」事業により林業の現場技能者としての基礎知識・技術の習得を目的に、新規就業から3年間のOJT研修や集合研修に加え、県立森林大学校研修科において、林業経営や林業技術の向上に向けた研修を実施している。</p> <p><b>【水産業】</b>  漁業への就業に関心のある者に対し、就業相談窓口を兵庫県漁連に設置するとともに、漁業就業者確保育成センターが毎年開催する漁業就業支援フェアに同漁連が参画して対応している。  また、漁業への円滑な就業を支援するため、経営体育成総合支援事業や沖合漁業船員育成・定着促進事業による漁業現場での長期研修等のほか、初期投資軽減のために漁船等施設の貸与支援を行う漁業施設貸与事業を実施している。  さらに、漁業就業後の定着を図るために省力化機器等の貸与支援を行う漁業労働環境改善支援事業を実施するほか、漁業経営の安定化のため、漁業収入安定対策事業、漁業経営セーフティネット構築事業等の推進を図っている。</p>	<p>農林水産部  （農業経営課）  （農業改良課）  （林務課）  （水産漁港課）</p>
<p>(2) 農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するため、「地域集積協力金交付事業」の財源を確保するよう、引き続き国に働きかけられたい。</p>	<p>地域集積協力金交付事業の後継事業である農地集約化促進事業については、国の令和7年度補正予算で8,000百万円が確保されている。引き続き、所要額が確保できるよう国（農林水産省）へ働きかけていく。</p>	<p>農林水産部  （農業経営課）</p>
<p>(3) 中山間地域における農村環境の維持保全のため、農業機械の維持更新に対する支援など、小規模家族経営農家等への支援の充実と、多様な担い手を確保するための方策を国に働きかけるとともに、県においても同様の支援を図られたい。  あわせて、持続可能な農業の確立を図るため、既存の認定農業者や集落営農組織への農業機械導入に対する財政支援の拡充を国へ働きかけるとともに、県においても「農業生産コスト低減緊急対策事業」の継続を図られたい。</p>	<p>小規模家族経営農家等の営農継続に向け、JA等が行う小規模農家の農作業をサポートする取組や露地用機械等を定年帰農者へ貸与し、初期投資の軽減を図る取組を引き続き支援するとともに、外部から呼び込んだ農業人材の地域への溶け込み・定着を促す地域主導のモデル的な体制構築等の取組を支援する。  また、地域での話し合いに基づく担い手や自給的農家等との役割分担や農地の有効活用等への取組を支援する。  さらに、国において実施されている農業・農村の多面的機能の維持・発揮への支援や多様な農業人材に対する研修等への支援の継続とともに、必要に応じて新たな対策について国へ働きかけていく。  既存の県単（農業法人活性化支援事業等）や国庫（地域農業構造転換支援事業等）事業の活用促進を図るとともに、地域計画に位置づけられた認定農業者や集落営農組織等への農業機械導入支援について国に対して予算確保を要望していく。</p>	<p>農林水産部  （農業経営課）</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>(4) 森林が有する公益的機能の維持増進を図るため、造林事業における国庫補助金が要望どおり交付されるよう国に働きかけるとともに、補助金交付額に不足が生じる場合は国への追加要望を行い、県内の森林整備事業が円滑に実施されるよう必要額を確保されたい。</p>	<p>造林事業(公共・非公共)の予算については、継続的・安定的な予算確保に努めており、令和7年補正予算については対前年1.14倍を確保した。令和8年度当初予算について、国の概算決定では森林整備事業予算の対前年度比は101.2%と増となっているものの、さらなる予算確保に向けて引き続き取り組んでいく。</p>	<p>農林水産部 (林務課)</p>
<p>(5) 主伐期を迎えた人工林については、近年の木材価格の低迷や再造林費用の増高に伴い、森林所有者の負担が増していることなどから、主伐・再造林に至らず放置されている事例が多い。 このまま現状を放置すると主伐後の裸地の増加や森林整備の遅れによる水源涵養機能の低下、山地災害発生リスクの増大等が懸念される。 このため、主伐・再造林の一貫作業における「造林事業国庫補助金」について、植栽及び幼木保護のための獣害防護柵設置に対する県独自の上乗せ支援を図られたい。</p>	<p>令和7年度よりソフトバンク（株）からの森林整備を目的とした企業版ふるさと納税による寄付金を活用した「脱炭素社会実現に向けた主伐・再造林推進事業」を実施している。主伐後の再造林による植林、獣害対策（獣害防止施設の設置、点検・補修）、下刈り、枝打ち、除伐等を対象とし、森林所有者負担分を1割に縮減する。 国庫補助事業対象となる人工造林、鳥獣害防止施設等整備、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐に対しては、国庫補助の上乗せを実施するとともに国庫補助対象外であった鳥獣害防止施設の点検・補修・補植等についても所有者負担が1割となるよう補助を行う。</p>	<p>農林水産部 (林務課)</p>
<p>(6) 早生樹による短伐期施業を推進するため、森林整備事業において補助対象樹種に指定されていない外来種についても、環境への影響などを検証したうえで問題がなければ指定外樹種に承認されるよう国へ働きかけられたい。 また、現行の保安林制度による許可要件では森林の更新が難しい中、外来種でも保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないことが判明した場合は、保安林の指定施業要件（伐採跡地への植栽樹種）に外来種を指定されるよう国へ働きかけられたい。</p>	<p>国の実施要領によると森林整備事業（造林事業）の補助対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあつては、林野庁長官の承認を得るものとされている。早生樹のうち外国樹種の承認を受けるため申請に必要な試験研究報告書等の要件については、町とも共有しており、今後、県試験機関や林野庁とも協議しながら申請に向け調整していく。 また、保安林制度においては、保安林機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種を指定することとされており、外国樹種か否かによる取り扱いの違いはない。 樹種の指定にあつては、当該樹種が保安林の指定目的、地形、気象、土壌等の状況及び経済的特性等の観点から適切であることを明らかにする必要があることから、上記の造林補助対象樹種と同様に、市町と情報共有しつつ、県試験研究機関で検証した上で、林野庁と協議していく。</p>	<p>農林水産部 (林務課)</p>
<p>(7) 近年の物価高騰や運送業界における働き方改革に伴う人件費の増等により、木材輸送に係る経費が大幅に増えている。 また、長期にわたる木材価格の低迷も加わり、森林所有者の負担が非常に増加している。 このような中でも、県産木材の安定的な供給体制を維持するとともに、災害に強い森づくりを推進するため、木材輸送に係る経費への助成制度を創設されたい。</p>	<p>近年の物価高騰や運送業界における働き方改革に伴う人件費の増等による木材輸送経費の増大は、全国的な課題となっている。 については、本県内での輸送経費増大の実態について、他業種の動きも含めて注視することとし、輸送経費に対する助成が必要と判断された場合は、国に対して補助事業の新設について働きかけを行うこととする。</p>	<p>農林水産部 (林務課)</p>
<p>(8) 県民緑税を活用した「災害に強い森づくり事業」については、住民ニーズが非常に高い一方で、採択要件のハードルが高く、町における事業地選定や地元協議、土地使用承諾の取得等の業務負担が大きい。 このため、令和8年度にスタートする「災害に強い森づくり事業（第5期対策）」においては、各種事業の採択要件を緩和するとともに、事業スキームにおける町の業務負担の軽減を図られたい。 あわせて、事業内容の維持確保と、過去に当事業を実施した集落における協定期間（10年間）満了後に再事業が実施できるよう技術的・財政的支援をお願いしたい。</p>	<p>採択要件については、これまでも社会情勢の変化等を鑑み、一部事業において面積要件の見直し等を行ってきたが、事業の公共性・公平性を確保する観点から、対象となる森林や事業規模（面積等）に一定の採択要件を設けているためご理解をいただきたい。 町の業務負担軽減については、地元要望のとりまとめや承諾書の取得、協定締結等について、迅速かつ円滑な事業実施を図るため、創設当時から地元にもっと近い行政主体である市町に協力いただいているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。 事業内容の維持確保については、現行対策と同様の事業規模を継続させるため、令和8～12年度に実施する「災害に強い森づくり事業（第5期対策）」を着実に推進する。加えて、特に緊急性が高い箇所については、基金残を活用して第4期追加対策（令和7～9年度）として対応するほか、流域全体を整備する新たな仕組みの導入や都市山防災林整備の拡充等により、これまで以上に効果的に森林の防災機能向上が図れるよう、取組を進めていく。 協定期間満了後の再事業の実施については、未着手の山地災害危険地区をはじめ、被災リスクの高い未整備の森林が数多く存在しており、限られた予算の中で緊急性や優先性を考慮しながら順次対策を実施していることからご理解をいただきたい。</p>	<p>農林水産部 (治山課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
⑨ 鳥獣害対策に関する「鳥獣被害防止総合対策事業」等の円滑な実施に向けた財政支援の更なる拡充を図りたい。		
① 県民緑税活用事業による森林整備を推進すること。		農林水産部 (治山課)
② 侵入防護柵の設置について、更新又は修繕する場合、若しくは自力施工する場合の運搬・設置等に係る費用についても「鳥獣被害防止総合対策事業」の補助対象とすること。	侵入防護柵は、新設・再編整備までが補助対象であるが、修繕・改修費用が補助対象となるように国へ継続的に要望していく。	環境部 (自然・鳥獣共生課)
③ ツキノワグマの計画的な生息頭数管理を図るとともに、狩猟者の危険防止に向けた取組を推進すること。	ツキノワグマ個体数増加による人身事故の防止・精神被害の軽減を図るため、集落周辺地域でシカ等捕獲用のオリを活用した有害捕獲を実施し、集落への出没を抑制させる。 また、個体数の増加に伴う集落への出没回数の増加も懸念されることから、引き続き、適切な有害捕獲及び人との棲み分けによる集落に近づけない対策の強化（不要果樹等の誘引物の除去、花火等による追い払い等）を図る。 なお、計画的な生息頭数管理として、府県をまたいで広域分布するツキノワグマを広域、計画的に保護・管理するため関係府県（京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県）の協議会を設置し、推定生息数調査と広域での保護管理を行っている。 令和6年4月にツキノワグマが指定管理鳥獣に追加され、環境省及び農水省においてクマ対策に関する国庫補助事業が拡充されたことから、当事業を有効に活用し、これまでの出没対策取組をさらに強化するとともに、改正鳥獣保護管理法（R7.9.1施行）により、新たに整備された緊急銃猟制度の円滑な実施に向け、市町における体制整備等への支援を実施するとともに捕獲従事者の人材育成等の対策を強化する。	環境部 (自然・鳥獣共生課)
④ 繁殖力があり、市町域を越えて飛来するカワウの捕獲は困難であることから、引き続き効果的な捕獲対策を講じるとともに、繁殖時期における一斉捕獲や擬卵置換による繁殖抑制を更に図ること。	関西広域連合のモニタリング調査により生息状況の把握を行い、兵庫県カワウ管理計画に基づく兵庫県カワウ管理協議会を設置し、関係機関による被害状況の共有や今後の対策を検討する。 また、市町によるシューティングポイントにおける捕獲専門家チームの銃捕獲や繁殖抑制措置を支援する。 さらに、銃捕獲不可能地域などでの、釣り針などによる捕獲技術の検証を進める。	環境部 (自然・鳥獣共生課)

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>11 公共土木事業等の拡充強化</b>          真に豊かな生活を実現するため、地域住民の生活を支える道路網の整備及び今後起こりうる災害に備える治水事業等の推進は重要かつ喫緊の課題であり、強力に実施する必要がある。          よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 県民の生命と財産を守るため、災害を未然に防止する公共事業の推進を図られたい。</p>		
<p>① 河川事業（護岸整備、越水対策、土砂の浚渫）を強力に推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算等を積極的に活用し、河川堤防や護岸の整備等を推進する。</li> <li>※令和8年度 槻並川（猪名川町）、水田川（播磨町）、高田川（上郡町）他</li> <li>・土砂浚渫についても緊急浚渫推進事業債等の予算を活用し、適正な維持管理に努める。</li> <li>※令和8年度 市川（福崎町）、矢田川（香美町）他</li> </ul>	<p>土木部          (河川整備課)</p>
<p>② 砂防事業（砂防えん提の整備）を強力に推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度末に策定する「第5次山地防災・土砂災害対策計画（R8～）」では、引き続き土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された人家や公共施設等の重要な保全対象を含む緊急性の高い箇所を優先して整備することとしている。また、新たに人口減少社会においても将来にわたって居住が継続される居住誘導区域等の対策や地域に根付いている特色ある「なりわい」を保全する対策に取り組んでいく。</li> </ul>	<p>土木部          (砂防課)</p>
<p>③ 「急傾斜地崩壊対策事業」の採択条件を緩和し、同事業の更なる推進を図ること。          あわせて、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定要件（人家5戸以上）を緩和するよう国に働きかけること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の急傾斜地崩壊対策事業の採択要件については、「人家10戸以上」を「人家5戸以上」に緩和するよう国へ提案しており、同事業の更なる推進を図っていく。</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域の指定要件について、たとえ人家が少なくても崩壊防止対策を講ずることが望ましいことは当然であるが、県の事務として一定の公共性が認められる範囲とする必要があるため、人家5戸以上という基準が定められていることをご理解いただきたい。</li> </ul>	<p>土木部          (砂防課)</p>
<p>(2) 県全体の発展基盤となる基幹道路ネットワークと、これを補完する道路網の整備及び生活道路の安全対策の推進を図られたい。</p>		
<p>① 公共交通機関の定時性の確保にも繋がる国道や県道の整備に加え、幅員狭小・視距困難箇所の道路改良等の推進及び適切な維持管理を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。</li> <li>・事業中の箇所は、引き続き早期完成を目指して取り組む。</li> <li>・限られた予算の中で、ドローン等の新技術を活用した効率的な点検や、製鉄副産物を活用した防草対策の試行など、工夫しながら適切な維持管理を行っている。また、整備時から、張りコンクリート等維持管理費を低減するような手法も取り入れている。</li> </ul>	<p>土木部          (道路街路課)          (道路保全課)</p>
<p>② 歩道及び自転車道・自転車レーンの整備を推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。</li> <li>・事業中の箇所は、引き続き早期完成を目指して取り組む。</li> </ul>	<p>土木部          (道路保全課)</p>
<p>③ 災害発生時の道路網の確保と東西南北交流圏域拡大のための道路基盤整備（神河町～宍粟市トンネル計画等）を推進すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき、計画的に事業を推進する。</li> <li>・神河町～宍粟市間を結ぶトンネル計画は、現道の交通量が少なく、現時点では事業化の予定はない。</li> </ul>	<p>土木部          (道路街路課)          (道路保全課)</p>
<p>(3) 県民の安全安心を確保するため、通学路や堤防の除草の取組強化、道路のセンターライン等の引き直しなどの維持修繕について、引き続き維持管理に関する予算の確保を図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度以降、県政改革方針に基づき、県単土木費を20億円増額し、県民の安全安心に直結する「通学路等の年2回除草」「河川堤防の点検前除草」「道路区画線の引き直し」を実施し、管理水準の向上を図っている。</li> <li>・令和8年度も、これらの取組を継続する予定としている。</li> <li>・これらの維持修繕が必要であるという地域の声を踏まえ、引き続き、維持管理水準の向上に向けた予算確保に努める。</li> <li>・加えて、通学児童の安全を早期に確保するため、交通量が多く歩道のない通学路におけるカラー舗装の更新を、令和7年度補正予算で実施します。</li> </ul>	<p>土木部          (技術企画課)          (道路保全課)          (河川整備課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>12 公共交通の利便性の向上と維持・確保に対する支援施策の実施</b></p> <p>公共交通は特に高齢者や学生にとっては欠かすことができない重要な移動手段であり、その利便性の向上が町の活性化につながる。</p> <p>また、地方では自家用車の普及や人口減少等により公共交通の利用者が減少し、交通事業者の経営が悪化する中で、地域の公共交通を維持・確保していくためには、国と地方が協調して支援することが不可欠である。</p> <p>よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) JRの各線区の利便性向上と合理的配慮を図るため、現行ダイヤの維持や駅機能の充実等について、引き続き沿線市町と連携してJR西日本に働きかけられたい。</p>		
<p>① 山陽本線において、姫路駅～上郡駅間の増便を図るため、①通勤・通学時間帯における需要調査のための増便試験運行（姫路駅～上郡駅間の直通便）の実施や、②上郡駅構内の引込線の活用（増便時の車両入替・接続や事故・災害時の車両退避での活用）、③網干総合車両所の機能分散等など、姫路以西のJRの活性化に向けた更なる利活用方策の検討を行うこと。</p>	<p>JRローカル線の維持に向け、「JRローカル線維持・利用促進協議会」と路線ごとのワーキングチームにおいて、地元自治体等と連携しながら利用促進に引き続き取り組んでいく。</p> <p>山陽・山陰本線、姫新線、播但線では、路線ごとに、沿線自治体等で構成された協議会等により、増便や現行ダイヤの維持、ICOCA導入など、利便性向上に向けた働きかけを、JR西日本に対して行っていく。</p> <p>(JR西日本への要望内容)</p> <p>【山陽本線】増便(兵庫・岡山両県境隣接市町村地域振興協議会)</p> <p>【山陰本線】ICOCA導入(山陰本線・福知山線鉄道整備・利用促進協議会)</p> <p>【姫新線】減便ダイヤの早期復活, 運転本数の見直し, ICOCAの導入(姫新線利用促進・活性化同盟会)</p> <p>【播但線】ハイブリッド車両の導入, 福崎駅止まりのダイヤ改善, 車両の増結, ICOCAの導入</p> <p>(日本海と瀬戸内海を結ぶ播但線鉄道整備・利用促進協議会)</p> <p>引き続き、要望内容を踏まえつつ、県と沿線市町で連携して働きかけていく。</p>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>② 山陰本線を維持存続するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への簡易型IC端末等を導入すること。</p> <p>また、ユニバーサルツーリズムを推進するためにも、特急列車の停車駅である浜坂駅及び香住駅のバリアフリー化（エレベーターの設置や地下通路の段差解消）の取組を行うとともに、県としても主体的に実施すること。</p>	<p>鉄道駅のバリアフリー化は、高齢者、障害者を含む全ての人々がいつでもいきいきと生活し、能力を發揮して活動できる安全・安心で快適なまちづくりの実現に重要であると認識している。</p> <p>浜坂駅・香住駅及び播但線の各駅のバリアフリー化については、地元要望も踏まえつつ、交通事業者と県で構成する「ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議公共交通事業者部会」等の機会を捉えてJR西日本に働きかける。</p> <p>また、県では令和5年度から、市町が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）第25条に基づく移動等円滑化基本構想を策定し、駅を生活関連施設に位置付けた場合に、鉄道事業者の負担なくバリアフリー整備が可能となる制度を実施しており、この制度の活用も検討されたい。</p>	<p>土木部 (交通政策課) まちづくり部 (都市政策課)</p>
<p>③ 姫新線において、現行ダイヤを維持するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。</p>	<p>事業名：公共交通バリアフリー化促進事業（鉄道駅舎）</p> <p>負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4</p>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>④ 播但線において、寺前駅～和田山駅間の乗継解消のためのハイブリッド車両や蓄電池電車等の導入、福崎駅止めを寺前駅まで延長及び増結するとともに、ICカード乗車券（ICOCA等）を利用して乗車や下車などができるよう、IC車載器や未設置駅への自動改札機等を導入すること。</p> <p>また、エレベーター設置など、高齢者等の利便性の向上につながる取組を行うこと。</p>		<p>土木部 (交通政策課) まちづくり部 (都市政策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>(2) 人口減少や自動車利用への転換など、ローカル鉄道を取り巻く環境が大きく変化する中、地域住民の日常生活や観光・交流による地域活性化に欠くことができない鉄道を維持するため、利用促進を図る各種施策を展開するとともに、関係府県と連携し、路線維持に向けた積極的な関与と必要な支援について国に働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JRローカル線の維持に向け、「JRローカル線・維持利用促進協議会」と路線ごとのワーキングチームにおいて、地元自治体等と連携しながら利用促進に引き続き取り組んでいく。</li> <li>・路線維持には国が果たす役割が大きいため、関係自治体と連携し、路線維持に向けた国の積極的な関与と必要な支援を国に求めている。</li> </ul>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>(3) バス業界においては、慢性的な運転手不足に加え、時間外労働の上限規制が強化される「2024年問題」への対応が求められる中、地域の足として重要な役割を担う路線バスを維持するため、運転手確保のための施策を展開するとともに、財政支援を図られたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転手不足への対応として、令和6年度から路線バス・タクシー事業者の第2種免許取得費用等を支援（※）している。</li> <li>（※）令和7年度実績 路線バス：7事業者89人 タクシー：51事業者373人</li> <li>・引き続き地域の実情や課題を踏まえ、必要な支援を検討していく。</li> </ul>	<p>土木部 (交通政策課)</p>
<p>(4) 近年の高齢者による事故の増加等に伴い、運転を控えたり、運転免許証を返納する者も増える中でコミュニティバスを利用しようとする住民も増加しているが、距離的に自宅から最寄りのバス停までの移動が難しいケースも多い。 このため、移動にタクシーを利用せざるを得ない場合もあることから、町がタクシー料金の一部を助成する場合の地域内フィーダー補助の適用については、過去に乗合バス事業者等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段がないと地方運輸局が認めた地域に限られる等の制限があることから、補助要件の緩和を国へ働きかけられたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体がタクシー料金の一部を助成する場合の国交省補助（地域内フィーダー系統補助）については、過去に乗合バス事業者等による乗合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送が無いと地方運輸局が認めた地域に限られるなど、厳しい要件がある。</li> <li>・このため、「国の予算編成等に対する提案」において、当該国庫補助制度の要件緩和を求める要望を引き続き行っていく。</li> </ul>	<p>土木部 (交通政策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>13 持続可能なまちづくりへの支援</b>  地域の活力の維持増進を図りつつ、持続可能で住みよいまちづくりを進めるため、地域住民と連携を図りながら計画づくりを行っているが、規模の小さな町では、専門人材が乏しいのが実情である。  このため、幅広く事業を展開していくためには、専門人材を有する県との連携・協力が不可欠である。  よって、県におかれては、地域におけるまちづくりについて、引き続き指導や助言、国への働きかけ等の支援を図られたい。</p>	<p>県ではこれまでから、町が目指すまちづくりの実現に向けて、個別の協議・調整だけでなく、関連部局（まちづくり部・農林水産部・産業労働部）が連携しながら、技術的な助言等を行うほか、県まちづくり技術センターでのアドバイザー派遣などにより、町の取組を支援してきている。  具体的には、都市計画や建築等に関する法令・制度面からの技術的な助言・提案、先進事例の情報提供などを行っている。  加えて、財政面においても、各種事業に係る補助金・交付金を有効に活用するための助言・提案を行うとともに、国に対して必要な予算の措置を働きかけている。  引き続き、町の目指すまちづくりを積極的に支援していく。</p>	<p>まちづくり部  (都市計画課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p><b>14 教育対策・子育て支援の拡充強化</b>  国や地方公共団体、地域社会等が連携を図りながら、未来への投資として、将来を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、子育て支援や環境整備を推進するとともに、未来社会を事実的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図ることを目指し、教育環境を整備する必要がある。  よって、県におかれては次の事項について速やかな実現を図られたい。</p>		
<p>(1) 教育環境の向上を図るため、学校施設長寿命化計画が円滑に進められるよう、予算の十分な確保、補助事業の採択、「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業枠の拡大と補助単価の引上げ（補助単価と実工事費単価の乖離解消）を引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>県では、従来から国に対し、県内各自治体が計画どおりに整備事業を進めていくために、事業が確実に採択されるよう、当初予算で必要な財源の確保を求めている。  また、老朽化対策等のための設備更新や改修・改築に要する地方負担を軽減するため、補助率及び補助単価の引き上げを行うことを要望しており、補助単価については、令和8年度は7.7%の単価改善が予定されている。  今後も、市町負担のさらなる軽減に向けて、財政支援の拡充や予算確保等を引き続き国へ求めていく。</p>	教育委員会 （学事課）
<p>(2) 安全安心な学校給食を提供するため、「学校施設環境改善交付金」について、補助単価を引き上げるとともに、調理施設の円滑な更新を促すよう、調理器具等設備機器のみを新規購入・更新した場合についても補助対象とするよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>学校給食施設に係る補助金については、新增築と改築が対象となっており、改修や、設備機器のみの新規購入または更新については対象外となっている。  給食施設設備については、「学校給食法」において、安全安心な学校給食の提供のため、衛生管理上適性を欠く事項がある場合には、改善のために必要な措置を講じることとなっているが、多くの給食施設で老朽化が進んでおり、各市町でその対応に苦慮している実情については理解している。  県としても財政措置及び補助対象の拡充について、国に要望している。</p>	教育委員会 （体育保健課）
<p>(3) 安全で快適な教育環境のもと水泳の授業が行えるよう、学校プールについては新・改築と同様に老朽化対策としての改修についても「学校施設環境改善交付金」の対象とするよう、引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>屋内・屋外・上屋の学校水泳プール新改築事業、耐震補強については国の「学校施設環境改善交付金」の補助対象事業となっているが、改修は対象外となっている。  県としては、学校プールの老朽化対策としての改修も補助対象とするよう、国へ要望している。</p>	教育委員会 （体育保健課）
<p>(4) 学校プール施設は整備や維持管理に多くの経費を要する一方で、その利用は夏期に限定されるなど、経済的かつ安定的な利用に必ずしも適していない。季節や天気に左右されず継続的に柔軟なカリキュラムの運用が可能となるよう、校外プールを積極的に活用するため、その利用料や移動バスの費用に加え、講師に要する経費等に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。</p>	<p>現在、国においては、学校プールの管理業務に関する負担を軽減するための取組として、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託すること等を通じて教師等の負担を軽減することが考えられ、各学校設置者においては、こうした取組について検討するよう通知されている。  また、学校プールではなく、地域の公営・民営プールを活用して水泳指導を行うことも考えられることから、その際に発生する費用等に対する補助制度については国の動きを注視しながら、各市町に必要な情報を提供等していく。</p>	教育委員会 （体育保健課）
<p>(5) 待機児童の解消と「こども誰でも通園制度」に迅速かつ柔軟に対応できるようにする施設整備を円滑に行うため、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付基準額の引上げ（交付基準額と実工事費との乖離解消）を強く国に働きかけられたい。</p>	<p>就学前教育・保育施設整備交付金については、建築資材や労務単価が高騰し、実勢と補助基準額が乖離しているため基準額を見直すことと、自治体が計画している施設整備事業が確実に円滑に実施できるよう予算の確保に関しては引き続き国に要望していく。</p>	福祉部 （こども政策課）
<p>(6) 兵庫型学習システムの導入により、中学校はこれまでの少人数授業に加え、中学校1学年を上限とした35人学級編制も選択できるよう制度化されている。こうした県独自の施策に関する予算規模を継続されるとともに、中学校全学年に対する35人学級編制の早期拡充を確実に図られたい。</p>	<p>本県においては、令和4年度から、国の加配定数を最大限活用し、兵庫型学習システムを実施しており、中学校ではこれまでの少人数授業に加え1学年を上限とした35人学級編制が選択出来るよう制度化している。実際に35人学級編制を行った学校からは、生徒一人一人に関わりやすくメリットが大きいという声があがっている。  一方で中学校全学年で35人学級編制を実施する場合、学級数増に伴い、教科毎の時間数も増加するため、学級担任に加え、相当数の教科担任が必要となる。また、教室の確保やその財源が必要となるなどの課題がある。  国において、令和7年6月18日に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、公立の中学校における35人学級の実現に関する措置が明記され、令和8年度政府予算案にも定数改善が示されたところであり、現在、法改正等の作業が進められている。本県においても、義務標準法の改正に合わせて、令和8年度以降、学年進行で中学校の35人学級編制を実施する予定である。また、すべての学年で、35人学級編制が完成するまで、引き続き「兵庫型学習システム」の活用による35人学級編制についても実施する予定である。  学級編制基準の着実な引き下げ及び定数改善について、引き続き国に対して要望していく。</p>	教育委員会 （学事課）

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
(7) 少人数学級の早期実現に向けて、少人数指導や専科指導等を担う加配教員を削減することなく教職員を確保するよう、引き続き国へ働きかけられたい。	35人学級の拡充を含めた学級編制のあり方及びそれに伴う教職員定数の改善については、義務教育の機会均等及び、その水準の確保などを保障する責務を有する国において対応すべきものである。 義務標準法の改正に伴い、令和3年度から令和7年度までの小学校35人学級が段階的に導入され、本県においても、国のスケジュールに沿って、実施した。また、中学校35人学級編制についても義務標準法の改正が予定されており、本県においても令和8年度以降、学年進行で中学校の35人学級編制を実施する予定である。 小学校において国の35人学級の段階的導入に伴う定数改善には、加配定数の一部振り替えが含まれていたことから、本県としては、少人数学級編制の拡充や、必要となる教職員定数の改善において、加配定数を基礎定数に振り替えることなく対応するよう、引き続き国に要望していく。	教育委員会 (学事課)
(8) 新学習指導要領を円滑に実施するため、教職員定数の改善による英語教育の専科指導教員の全校配置を早期に実現するよう、引き続き国に働きかけられたい。	英語専科教員の加配措置については、国の加配定数を活用して、指導体制の充実を図るため、常勤及び非常勤講師を配当している。令和7年度は全小学校557校中約60%（335校）の学校に配当している。 県では、小学校英語に対応できる人材確保のため、教員採用試験において「小学校・特別支援学校区分」で英語資格所有者や中高の英語免許所有者に加点措置を行っている。 今後も国の動向を注視しつつ、全国都道府県教育委員会連合会とも連携しながら引き続き国に対して加配の増員と資格要件の緩和を要望していく。	教育委員会 (学事課)
(9) GIGAスクール構想を推進するため、ICT支援員の配置水準を上げるよう国に働きかけられたい。	ICT支援員の配置にかかる費用については、国による「学校のICT環境整備3か年計画」に基づく地方交付税措置が、令和7年度から令和9年度まで単年度で1,837億円措置されているので、有効に活用願いたい。今後も国に対してICT環境整備にかかる継続的な財政措置を要望していく。	教育委員会 (教育企画課)
(10) 教員の業務負担軽減を図るため、教員の勤務時間適正化に向けた取組であるスクール・サポート・スタッフの全校配置について、国庫補助率の拡充を国へ働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。	スクール・サポート・スタッフについては、令和5年度から県の予算を大幅に拡充し、各市町が希望する全小中学校への配置を支援しており（R7配置校数：748校）、令和8年度についても厳しい財政状況の中だが予算確保し、同様の配置支援を行う。国に対しても、国庫補助率の拡充や市町独自配置への補助など、市町が活用しやすい制度となるよう今後も強く要望していく。	教育委員会 (教職員企画課)
(11) 子どもたちの豊かな人間性と社会性を育む兵庫型体験教育として実施している「環境体験事業」及び「自然学校推進事業」について、近年の物価上昇等によりバスの借上料等も高騰していることから、事業の質を確保するためにも補助額を引き上げられたい。	本県では、自然とのふれあい等豊かな体験活動を推進するために必要な経費の一部を交付し、学校教育の充実を図っている。 自然学校推進事業については、令和7年度から新たな補助事業として「自然学校応援事業」を実施し、多様化する子どもへの対応や、教員の業務負担軽減のため、指導補助員リーダー、子どもサポーター、自然学校推進員等の外部人材配置に要する経費の一部を補助している。 今後も、市町組合教育委員会と連携を図りながら、持続可能で、子ども達の成長の貴重な機会となるよう教職員の負担軽減や必要な予算確保に努めていく。	教育委員会 (義務教育課)
(12) 発達障害や学習障害等支援が必要な児童に対する合理的配慮及び基礎的環境を充実させるため、特別支援教育支援員及び放課後児童クラブ（学童保育）加配支援員の配置について、財政支援の拡充と十分な予算枠の確保を引き続き国へ働きかけられたい。	【特別支援教育支援員の配置】 設置者である各市町においては、地方財政措置がなされており、特別支援教育支援員の配置・拡充に努めていただきたい。 なお、県としては、特別支援教育支援員の配置に要する地方財政措置の更なる充実を図るよう、国に要望している。	福祉部 (こども政策課) 教育委員会 (特別支援教育課)
(13) 校内サポートルームにおける不登校児童生徒への個に応じた学習や生活の支援等を行う不登校児童生徒支援員について、全校配置に加え、各校でのより手厚い支援が可能となるよう、国庫補助率の拡充を国へ働きかけるとともに、県予算額の拡充を図られたい。 また、学校外でも安心できる居場所を設置するため、校外サポートルームについても「不登校児童生徒支援員配置事業」の対象となるよう、補助制度の拡充を図られたい。	本県では、令和5年度から「ひょうご不登校対策プロジェクト」を立ち上げ、学校、地域、支援関係機関、教育行政が一元となって、不登校対策に取り組んでいる。 不登校の子どもの居場所支援については、特に、子ども達が安心できる居場所である「校内サポートルーム」の充実が喫緊の課題であることから、令和6年度より不登校児童生徒支援員配置補助事業を実施している。来年度は、中学校については引き続き全校配置を支援するとともに、小学校についても、全校配置へ支援を拡充する。 今後も、ひょうご不登校対策プロジェクトにおいて、支援員の配置の成果や課題について現状を把握、分析し、次年度に向け、取組を検討したい。 県の厳しい財政状況ではあるが、支援員の配置にかかる継続的な予算の確保について取り組んでいくとともに、さらなる財政支援を国に対して要望していく。	教育委員会 (義務教育課)

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>14) 医療的ケアが必要な児童生徒で、スクールバスによる通学が難しい特別支援学校に通学する児童生徒に対し、町が送迎用車両（福祉タクシー）や同乗する看護師に係る費用を補助する場合、その経費に対する補助制度の創設を国へ働きかけられたい。</p>	<p>特別支援学校児童生徒の通学におけるスクールバスの乗車については、安全性の確保が最優先課題となる。県教育委員会では、平成31年3月文部科学省通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」に基づき、医療的ケア児の乗車の可能性をできる限り追求し、個別に判断することとしている。</p> <p>福祉タクシー等に同乗する看護師等の人件費については、国の「切れ目ない支援体制整備充実事業」において、1/3補助されており、2/3は普通交付税として地方財政措置がなされており、本県においては、「医療的ケア児への通学支援事業」において、医療的ケア児の登下校時の保護者の負担を軽減するため、全ての県立特別支援学校において、福祉車両等に同乗する看護師の配置を支援していく。</p> <p>また、スクールバスによる通学が難しい場合、児童などの障害の状態・特性等を考慮して校長又は自治体が適当であると認めた場合は、福祉タクシー等での通学に要する交通費は就学奨励費の対象となるので、適宜県教育委員会にも問合せいただきたい。</p>	<p>教育委員会 (特別支援教育課)</p>
<p>15) 近年、子育て支援の一環として学校給食費を無償化する自治体が増えつつあるが、各自治体にとっては大きな財政負担となっている。このような中、食育の推進を目的とする学校給食については自治体間の格差を生じないよう、全ての自治体における小中学校での給食費無償化の実現に向けた財政支援等を強く国へ働きかけられたい。</p>	<p>学校給食を義務教育の無償化の一環として捉えるのであれば、義務教育の授業料が無償化されていることと同様に本来国が行うべきものと考えている。</p> <p>県としては、令和4年6月に兵庫県議会において、「国に学校給食の無償化を求める意見書」が全会一致で採択されたことを踏まえ、要望を行っている。県教育委員会においても、保護者の負担を軽減するため、国に対して学校給食費の無償化に向けた補助制度の創設など、財源を含めた具体的な内容を早期に示し、確実に実施するよう要望している。</p> <p>国の動きとしては、三党合意に基づき、令和8年度より小学校段階を対象とした学校給食費の抜本的な負担軽減のための支援策について、新たに「給食費負担軽減交付金」を創設し、市町等への支援に係る経費を都道府県に交付するかたちで実施される。また、中学校段階への支援についても、課題の整理を行った上で検討を進めていくとされている。県教育委員会としても、小学校段階の支援に必要な予算を確保するとともに、実施内容等の詳細が示され次第、各市町に対し必要な情報提供等を行っていく。</p>	<p>教育委員会 (体育保健課)</p>
<p>16) 部活動の地域展開及び地域連携に向けた環境を整備するため、部活動指導員の配置支援や実証事業に対する継続した支援及び補助額の増額を国へ働きかけるとともに、県においても同様の支援を図られたい。あわせて、地域クラブの指導員に対する財政支援についても国へ働きかけられたい。</p>	<p>本県では、適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めているため、希望する市町に対して部活動指導員の配置に係る経費の一部を補助し、中学校における部活動指導体制の充実と、部活動を担当する教員の負担軽減を図っている。</p> <p>平成30年度より部活動指導員の配置が始まり、各市町における中学校では、国・県・市町で1/3ずつ負担する国庫事業を活用し、平成30年度以降、配置市町及び配置人数は年々増加傾向にある。</p> <p>今後も、引き続き、国の事業を活用しながら、部活動指導員の配置に向けた予算の確実な確保に努めるとともに、専門的な技術指導を受けられない生徒や、教職員の負担軽減のための環境整備を推進していく。</p> <p>国においては、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を示し、今後の改革方向性については令和8年度から13年度を「改革実行期間」とし、休日については、次期改革期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すとしている。県では、国の新たなガイドラインを参酌し、本県の基本方針や具体的な取組等を記載するとともに、今後の本県方向性が見える計画となるよう令和6年7月に策定した兵庫県部活動地域移行推進計画を改定し、市町独自の推進計画の策定を後押ししていく。</p> <p>また、今年度は兵庫県部活動地域移行推進委員会の中に、①指導者育成・発掘部会、②理解促進・制度設計部会、③財政課題部会の3つの専門部会を設置し、県内各市町抱える課題への具体的な支援策を検討した結果、県内6カ所で行う県公認指導者研修会の開催や教員の兼職兼業ガイドラインの策定、「ブカツ・サポート・コンソーシアム」との連携における企業や団体の強みを生かした各市町へのサポート体制の構築など実効性のある取組を進めていくこととしている。その他、県部活動地域移行推進協議会や教育事務所単位の地区協議会を開催し、各市町が行う実証事業や部活動指導員配置への支援を行いながら、県、市町、関係団体等が連携し「全県一丸」となって部活動改革を推進していく。</p> <p>今後も、国に対して、引き続き必要な予算措置を求めていく。また、市町組合に対しては、各市町組合の実情に応じた独自の推進計画の策定が促進されるよう努めるとともに、国の予算措置や部活動指導員配置事業等の積極的な活用により、部活動地域展開が着実に推進されるよう引き続き支援していく。</p>	<p>教育委員会 (体育保健課) (義務教育課)</p>
<p>17) 保育士等保育人材確保のための財源を拡充するとともに、処遇改善の推進を引き続き国へ働きかけられたい。</p>	<p>県では、保育人材の確保に向け、保育士・保育所支援センターによる職業紹介や、潜在保育士の復職を支援する研修に加え、保育士就職フェアの開催や、保育士資格の取得に向けた修学資金等の返還免除付き貸付にも取り組んでおり、令和8年度からは地域限定保育士試験、潜在保育士へのアンケート事業を実施する。</p> <p>保育士等の処遇改善に関しては、平成25年度から処遇改善等加算などにより月額最大174,000円の改善がなされている。加えて県単独事業として、職員を配置基準以上に配置する保育所等に人件費の支援を行うとともに、国の給与改善の対象外となる中堅保育士に対する技能や経験に応じた処遇改善も実施している。</p> <p>国に対しては、全国知事会等あらゆる機会を通じて、処遇改善をはじめとする保育人材確保のための総合的な対策の推進を要望していく。</p>	<p>福祉部 (こども政策課)</p>

要 望 事 項	要望に対する県の対応（令和8年度予算等）	所管部局
<p>18) 家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした「子育て世帯訪問支援事業」においては、訪問支援員の質を担保するため、実施主体による研修の実施が義務付けられている。</p> <p>しかし、専門性を有する当事業を委託できる事業所や人材は限られていることから、市町域を超えた事業展開を行っている事業所が多いため、実施主体毎に研修を実施するのは効率的・効果的ではない。</p> <p>このため、研修内容を統一し、国又は県主催による広域的な研修の実施を進められたい。</p>	<p>本事業のガイドラインに示されているとおり、訪問支援員の研修については、国が示す研修項目を参考に、地域の子育て支援の情報や、市町への報告を要する場面での対応方法等、地域の実情に応じた研修を実施するものとされている。また、基礎的な研修項目については、自治体が研修に用いることができるようなオンライン教材をこども家庭庁が配信しているため、こちらを活用いただきたい。</p>	<p>福祉部 (こども政策課)</p>
<p>19) 保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とした「子育て短期支援事業」については、各実施主体と児童養護施設等との個別契約により実施している。</p> <p>しかし、施設の分布状況により、市町域を超えて特定の実施施設等に利用者が集中するため、利用を断られる事例も発生している。</p> <p>このため、県が県内の実施施設等と包括的な契約を締結し、利用者が県内のどの施設でも利用できるよう、広域的な体制を整備されたい。</p>	<p>子育て短期支援事業については、子育てに係る保護者の負担軽減等に繋がり、安心して子育てができる環境整備に資するものとして、各市町における事業実施を推進しているところである。</p> <p>本制度は、国において市町を実施主体と位置付けようとして、本事業の利用を希望する者の家庭状況の把握、実施施設等の受け入れ体制等の把握や安定的な受入体制構築、市町長が認める保護を適切に行うことができる者の委託先としての確保、本事業を利用する場合、できる限り日常的な学校生活への配慮等、市町による主体的な取組みが求められ、地域の実情や利用者の状況に応じたきめ細やかなケアが求められていると承知している。</p> <p>広域的な実施については、①実施施設等への委託単価や利用料については市町において地域の実情を踏まえて設定するとされていること、②実施施設等においても、適切な支援を行う上で受け入れ可能な人数を踏まえて運用する必要があること、③実施施設等において受託先が増えることで各種調整に係る負担増等が想定されること、④市町によって事業実施上の考え方や方針が異なること等から、慎重な検討が必要と認識している。</p> <p>県としては、制度の充実について国に要望していく。また、制度上は、保育所や里親への委託も認められているとともに、他事業において地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置に対する補助制度も設けられているため、更なる地域資源の活用についても検討いただきたい。</p>	<p>福祉部 (児童家庭課)</p>
<p>20) 国の特別天然記念物に指定されているコウノトリの野生復帰に向けた取組について、県と市町の役割分担等が明確に示されておらず、責任の所在等もはっきりしていない状況にあることから、県と関係市町が連携して体系的に取り組むことができるよう、業務分担の明確化や体制の整備を進められたい。</p> <p>また、コウノトリの郷公園において実施している個体識別のための足環取付事業を含め、野生復帰事業が円滑に推進されるとともに、市町負担が生じないよう十分な予算を確保されたい。</p> <p>あわせて、営巣時の環境整備における団体支援の補助金の創設と、民間団体が人工巣塔を設置する場合の補助制度を復活されたい。</p>	<p>コウノトリは国の特別天然記念物に指定されており、自然と共存しながら文化財保護をしていく観点から、コウノトリの野生復帰に向けた取組について検討を行っていく必要がある。</p> <p>現在、コウノトリの管理団体としての兵庫県役制について整理を行い、県と市町の役割分担について再検討を行っているところである。</p> <p>今後も必要に応じて市町と協議を行い、適切に対応を行っていく。</p>	<p>教育委員会 (社会教育課) 但馬県民局</p>